

預かり保育料の請求手続きのお知らせ

2号認定を受けた方は、預かり保育料も無償化の対象となります。

各園に預かり保育料を支払った後、下記のとおり請求手続きを行ってください。

【対象となる金額】

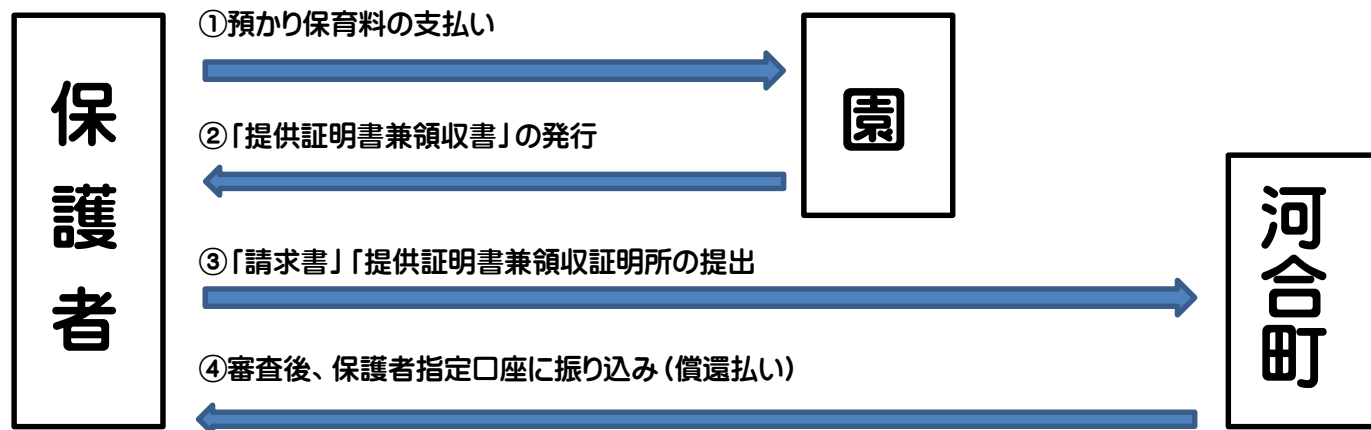
上限額：450円(1日)×月の利用日数(最大11,300円/月額)

【請求方法】

- 必要書類等：①「施設等利用費請求書(償還払い用)」
(役場窓口及び町HPより出力できます)
- ②「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼領収証明書」
- | | |
|-----------|-------------|
| 預かり保育料 | ： 各幼稚園等から発行 |
| 一時預かり等の利用 | ： 利用施設等から発行 |
- ※請求時に必要ですので保管してください。

【提出期限・提出先】

利用期間	提出期限	提出先	支払い時期
4月～6月	各利用期間翌月の 第3金曜日まで ※4月-6月の場合は 7月第3金曜日まで	河合町役場 子育て支援課	8月末頃
7月～9月			11月末頃
10月～12月			2月末頃
1月～3月			5月末頃



問い合わせ：河合町役場子育て支援課

Tel 0745-57-0200 (内線168)